

## 棚倉町シンボルキャラクター「たなちゃん」使用取扱規程

平成25年6月6日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、棚倉町が定めたシンボルキャラクター「たなちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を棚倉町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国若しくは地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が棚倉町の観光をPRする目的で使用するとき。
- (5) その他、町長がキャラクターの使用について適当と認めるとき。

(使用の範囲)

第3条 町長は、前条の規定による使用承認の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を承認するものとする。

- (1) 棚倉町の持つイメージを広く周知するに寄与すると認められるものに使用するとき。
- (2) 出版物等で、親しみやすい行政サービスの提供を行うため、町のイメージアップが図られる内容で掲載するとき。
- (3) その他、町長が町のPRに寄与すると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは使用を承認しないものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又はキャラクターの正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他、町長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

3 第1項の承認は、使用承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 定められた色、形式等を正しく使用すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 裏返し又は規格外の展開など応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 使用にあたっては、原則として、キャラクター名を明示するとともに、「福島県棚倉町」の名称を標記すること。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 当該使用に係る完成見本を町長に提出すること。ただし、提出困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

2 マスコットが掲載された商品（パッケージを含む）又は印刷物を発行した者は、町の推奨を表すものでない旨をホームページ等に記載するものとする。

3 マスコットを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

4 町長は、キャラクターの使用について前項に掲げる事項に違反するときは、その使用承認を取り消すことができる。

（申請内容の変更）

第6条 使用承認を受けた者が、申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 第2条の規定は、前項の場合に準用する。

（承認の取り消し）

第7条 町長は、キャラクターの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消し通知があった日以降、当該許可に係る物件の使用、配付、掲示及び販売をしてはならない。

（責任の制限）

第8条 前条の規定により、キャラクター、使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、棚倉町はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、棚倉町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年6月10日から施行する。

2 棚倉町シンボルキャラクター「たなちゃん」使用取扱規程（平成9年告示第15号）は、廃止する。